

最高裁平成九年（行ツ）第一一八号、一一・六・二九判決
判 決

上告人 ゴンチャロフ製菓株式会社

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 ゴンチャロフ労働組合

右当事者間の東京高等裁判所平成八年（行コ）第二一号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成九年一月二七日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3 の上告理由第一について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、右事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

同第二について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯することができないではなく、右事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷